

最高裁昭和五七年（行ツ）第六三号、六〇・五・二三判決
判 決

上告人 財団法人総合花巻病院

被上告人 岩手県地方労働委員会

右参加人 花巻病院労働組合

右参加人 X1

右当事者間の仙台高等裁判所昭和五五年（行コ）第一二号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が昭和五七年一月二〇日言い渡した判決に対し、上告人から一部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

（主文）

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

（理由）上告代理人 Y1 の上告理由について

上告人が参加人花巻病院労働組合に対して本件病院施設の利用を拒否した行為が労働組合法七条三号の不当労働行為にあたることとした原審の判断は、原審の適法に確定した事実関係の下においては、これを是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひっきょう、原判決を正解しないか、又は独自の見解若しくは原審の認定にそわない事実に基づいて原判決を非難するものにすぎず、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷